

## 熊本県組織化指導費補助金交付要項

### (趣旨)

第1条 知事は、中小企業の組織化及び中小企業団体の育成指導を促進するため、熊本県中小企業団体中央会（以下「県中央会」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要項において「組合」とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定されている中小企業団体
- (2) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条に規定されている法人
- (3) その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者であるもの

2 この要項において「組合等」とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 前項に掲げる組合
- (2) 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び特例民法法人（社団法人及び財団法人）であって、中小企業者の利益となる事業を行うもの
- (3) その他、知事が別途定める団体

### (補助対象経費)

第3条 補助金は、次の各号に掲げる事業等（以下「補助事業」という。）を知事が別に定めるところにより実施するために要する経費であって、別表1に掲げるもののうち知事が必要かつ適当と認めるものについて、知事が別に定める交付基準に従い予算の範囲内において交付する。

- (1) 指導員及び職員の設置

県中央会が巡回指導員、労働指導員、商店街指導員（以下「指導員」という。）及び職員（以下「補助対象職員」という。）を設置して行う中小企業の組織化並びに中小企業団体の育成及び指導に要する経費のうち補助対象職員の設置及び補助対象職員の設置に附帯する指導事業の実施に要する経費

- (2) 組合等の指導事業

県中央会が中小企業の組織化並びに中小企業団体の育成及び指導等の事業に要する経費

- (3) 県中央会が県中央会指導員等の資質の向上を図るための事業

中小企業基盤整備機構の指導員研修、中小企業支援担当者研修及び診断士養成コースへの出席に要する経費

- (4) 県中央会が組織化指導事業を実施するために必要な備品の取得等

県中央会の相談指導業務に必要な資料作成、ファクシミリ、コンピュータ、車両

等の資機材に要する経費

(5) 地域産業実態調査事業

県中央会における地域産業の実態、中小企業の連携状況、専門家を活用した成功事例等について様々な観点から調査を行うとともに、データベース作成に要する経費

(6) 組合等への情報提供事業

情報誌等による各種情報の提供及び全国中央会が決定したテーマに基づき県中央会が実施するアンケート（予備調査）及び詳細調査（本調査）に要する経費

(7) 中央会指導員等研究会開催事業

県中央会が行うブロック研究会の開催及び全国中央会が開催するテーマ別情報提供研修への参加に要する経費

(8) 組合指導情報整備事業

県中央会に設置したコンピュータを活用しての各種情報検索システムの構築等及び県中央会がインターネットを利用した中小企業情報の発信に要する経費

(9) 組合情報化推進研修事業

県中央会が組合及び組合員企業等の情報化を促進するためのパソコン実技に関する研修の開催に要する経費

(10) 中小企業団体情報連絡員の設置

県中央会の中小企業情報連絡員（県内の地区、業種を代表する組合の役職員等）を県内に配置するために要する経費

(11) 中小企業連携組織等支援事業

問題を抱える組合等の連携組織に対して、専門家等を活用しつつ支援を行うために要する経費

(12) 創業・経営革新支援施設提供事業

創業者及び経営革新に取り組む中小企業者に経営資源確保のためのソフトな支援と併せて行う事業施設の提供に要する経費

(13) ニュービジネスコーディネート推進事業

新たなビジネス事業化のための事業化計画（事業化モデル）の策定並びにその改善助言及び評価並びに不足する経営資源の確保のための新たな賛同者を募るマッチング等の支援を行うに要する経費

(14) 組合等再生支援事業

危機的な状況にある組合及び組合員企業等の組合運営及び企業経営診断を実施し、それらの再生に向けての支援策構築を図るために要する経費

(15) 組合等省エネ推進事業

県中央会が組合及び組合員企業等の省エネの推進とエネルギーコストの削減を図るための調査・分析・改善提案を行うために要する経費

(16) 地域資源等普及推進事業

県中央会が中小企業等の商品開拓や販路開拓を支援するため、個別審査会や相談会の実施に要する経費

(17) 経営力向上・新事業展開推進事業

県中央会が経営支援拠点として中小企業等の経営力の向上、創業・再チャレンジ・事業承継の支援等を実施するために必要な事業の周知普及及び活動事務に要する経費

(18) 中小企業協同組合等設備投資促進利子補助金周知・活用促進支援事業

県中央会が当該補助金の利用者に、その制度の周知・説明及び補助金利用に際し必要となる経営革新計画の策定に係る指導・助言等を実施するために要する経費

**(補助率)**

第4条 県が県中央会に交付する補助金の額は、別表1の経費区分ごとに、当該経費区分に関する補助対象経費と同額以内とする。ただし、同表の経費区分中の中小企業連携組織等支援事業については、当該経費区分に関する補助対象経費の3分の2以内とする。

**(補助金の交付申請)**

第5条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 前項の申請書は、別に定める期日までに知事に提出するものとする。

3 県中央会は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

**(決定の通知)**

第6条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）によるものとする。

2 知事は、前項の規定による交付の決定に当たっては、前条第3項の規定により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、前条第3項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

**(補助事業の内容等の変更)**

第7条 規則第7条第1項に規定する補助事業の内容等の変更事由は、別表2のとおりとする。ただし、別表2に定める軽微な変更についてはこの限りではない。

2 規則第7条第1項の変更申請書は、別記第3号様式によるものとする。

3 県中央会は、補助対象職員の変更（退職、任命又は職種の変更）をしようとするときは、あらかじめ別記第4号様式による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければ

ばならない。

4 県中央会は、補助対象職員が引き続き3月を超えて欠勤し、又は本務を離れるに至った場合は、速やかに別記第5号様式による補助対象職員長期欠勤届を知事に提出しなければならない。

5 前項の報告があった場合において、知事は必要な指示をすることができる。

6 規則第7条第3項において準用する第6条の規定による補助事業の内容等の変更の決定通知は、補助金の額に変更を生じたときは補助金変更交付決定通知書（別記第6号様式）により、補助金の額に変更を生じないときは補助事業計画変更承認通知書（別記第7号様式）により行うものとする。

#### （申請の取下げ）

第8条 規則第8条の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知のあった日から起算して10日を経過した日までとする。

（補助事業の中止又は廃止並びに事故の届出）

第9条 規則第9条第1項の申請書は、別記第8号様式及び別記第9号様式によるものとする。

#### （状況報告）

第10条 規則第11条の規定による状況報告は、9月30日現在における補助事業の遂行状況について、補助事業遂行状況報告書（別記第10号様式）を10月15日までに知事に提出しなければならない。

#### （実績報告）

第11条 規則第13条の規定による実績報告は、別記第11号様式により会計年度終了までに知事に行うものとする。

2 県中央会は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

#### （補助金の額の確定）

第12条 規則第14条の規定による補助金の額の確定は、補助金交付確定通知書（別記第12号様式）により行うものとする。

#### （補助金の請求等）

第13条 規則第16条に規定する補助金請求書は、別記第13号様式及び別記第14号様式によるものとする。

#### （財産の管理及び処分）

第14条 県中央会は、補助事業により取得した備品（性質若しくは形状を変更することなく比較的長期間の使用に耐える物品又は長期間にわたり保存すべき物品であって、1品の取得価格又は取得評価額が30,000円以上のもの）についての台帳を設け、その管理状況を明らかにしておかねばならない。

2 規則第21条第2項に規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する

る省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する期間を準用するものとする。

- 3 県中央会は、規則第21条第2項の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産の処分承認申請書（別記第15号様式）を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

#### （消費税等に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第15条 県中央会は、補助事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別記第16号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

#### （証拠書類の保管期間）

第16条 規則第23条に規定する別に定める期間は、補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間とする。

#### （実施結果の企業化）

第17条 県中央会は、間接補助事業（第3条各号に掲げる事業のうち、組合等が県中央会から補助金の交付を受けて実施する事業をいう。）の完了した日（同一の組合等が同じ事業計画名で複数の間接補助事業を継続して行う場合は、継続して行われる複数の間接補助事業の最終の間接補助事業の完了した日をいう。以下同じ。）の属する会計年度の終了後5年間、毎会計年度終了までに本間接補助事業に係る企業化等状況について、別記第17号様式による企業化等状況報告書を知事に提出しなければならない。この場合において、間接補助事業の完了した日の属する会計年度以前の会計年度において当該間接補助事業に係る企業化等によって収益が生じた場合においては、当該収益を生じた会計年度終了までに本様式により知事に報告しなければならない。

- 2 県中央会は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る会計年度の終了後3年間保存しなければならない。

#### （工業所有権に関する届出）

第18条 県中央会は、間接補助事業を実施する組合等が、間接補助事業による発明、考案等に関して、特許権、実用新案権又は意匠権（以下「工業所有権」という。）を間接補助事業年度又は間接補助事業年度の終了後5年以内に出願若しくは取得した場合又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なくその旨を記載した別記第18号様式による工業所有権等届出書を知事に届け出なければならない。

#### （収益納付）

第19条 知事は、企業化等状況報告書により、間接補助事業を実施した組合等が当該間接補助事業の実施結果の企業化、工業所有権の譲渡又は実施権の設定及びその他の当該間接補助事業の実施結果の他への供与による収益が生じたと認めるときは、当該間接補助事業に間接補助金を交付した県中央会に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

(成果の発表)

第20条 知事は、補助金の交付を受けて行った間接補助事業の成果について必要があると認めるときは、組合等に発表させることができるものとする。

(県中央会が間接補助金の交付をする場合に付すべき条件)

第21条 県中央会は、組合等に間接補助金を交付するときは、次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 第7条(第3項から第6項までを除く。)から第11条まで、及び第14条から第20条に規定するところに準ずること。
- (2) 組合等が間接補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付の内容、条件、その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず間接補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。また、間接補助金の交付の決定を取り消した場合においてすでに間接補助金が交付されているときは、返還させること。

(雑則)

第22条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、昭和60年4月1日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、昭和61年6月14日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、昭和62年6月20日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、昭和63年6月16日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成元年6月21日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成2年6月19日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成3年6月17日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成4年6月15日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成5年6月10日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成6年8月11日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成7年6月30日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成8年6月18日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成9年6月19日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成10年6月22日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成11年6月11日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成12年5月28日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成13年6月21日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成14年6月4日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成15年6月17日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成16年5月12日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成17年5月17日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成19年4月2日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成24年4月2日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成30年3月 日から施行し、平成29年4月1日から適用する。





別表1

事業区分	経費区分	補助対象経費の内容
1 指導員及び職員 の設置	(1) 俸給	俸給
	(2) 扶養手当	扶養手当
	(3) 通勤手当	通勤手当
	(4) 期末手当	期末手当
	(5) 住居手当	住居手当
	(6) 超過勤務手当	超過勤務手当(時間外勤務手当、休日勤務手当)
	(7) 福利厚生費	健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、介護保険料、労災保険料の事業主負担分
	(8) 福利環境整備費	県中央会指導員及び職員にかかわる福利環境整備費の事業主支払分
2 組合等の指導事業	(1) 旅費	旅費(指導旅費、職員旅費、人材育成研修出席旅費)
	(2) 人当庁費	備品費、印刷費、通信運搬費、消耗品費、燃料費、会議費、修繕費、借損料、資料費
3 県中央会が指導員等の資質の向上を図る事業	(1) 旅費	旅費(指導員研修会出席旅費、経営指導員等研修会出席旅費、診断士養成コース出席旅費、中小企業支援担当者研修会出席旅費、国及び県の承認を受けた研修会等の出席旅費)
	(2) 研修受講料	受講料(中小企業大学校で行う指導員研修、経営指導員等研修会、中小企業支援担当者研修及び診断士養成コース)
	(3) 特別研究指導費	中小企業連携組織推進指導事業の推進のため、主席又は主任の指導員の特別研究指導に必要な研究指導手当、参考資料購入費及び旅費

事業区分	経費区分	補助対象経費の内容
4 県中央会が 中小企業連携 組織推進指導 事業を実施す るために必要 な備品の取得 等	(1) 庁費	組合台帳作成費、資料費
	(2) ファクシミリ設置費	本部及び支所・出張所のファクシミリ設置費
	(3) コンピュータ設置費	本部及び支所・出張所のコンピュータ設置費、 ソフトウェア導入経費
	(4) 支所・出張所借室料	支所・出張所分の借室料
	(5) 指導用車両設置費	指導用車両設置費
	(6) 資機材設置費	資機材購入費
5 地域産業実 態調査事業	(1) 労働事情実態調査事業 費	謝金、旅費、会議費、会場借料、資料費、印刷 費、集計費、原稿料、データベースプログラム 作成費、データ入力費、消耗品費、雑役務費、 通信運搬費、委託料
	(2) 業界活性化診断実態 調査	
6 組合等への 情報提供事業	情報提供事業費	謝金、旅費、会議費、会場借料、資料費、印刷 費、原稿料、消耗品費、雑役務費、通信運搬費
7 中央会指導 員等研究会開 催事業	(1) ブロック研究会開催費	謝金、旅費、会議費、会場借料、資料費、通信 運搬費
	(2) テーマ別情報提供研修	旅費
8 組合指導情 報整備事業	(1) 組合指導情報整備事業 費	謝金、旅費、会場借料、会議費、資料費、印刷 費、通信運搬費、消耗品費、雑役務費、外部研 修受講料、教材費
	(2) ネットワーク運営費	ハード・ソフト借損料、通信回線設置費・利用 料、インターネット加入料・利用料、データ ベース構築・管理費、謝金、旅費、会場借料、 会議費、資料費、通信運搬費、消耗品費、研修 受講料
9 組合情報化 推進研修事業	組合情報化推進研修事業費	謝金、旅費、会場借料、機器借上費、消耗品 費、通信運搬費、教材費
10 中小企業団 体情報連絡員 の設置	中小企業団体情報連絡員設置 費	謝金、交通通信費、会議費、資料費、会場借 料、消耗品費
11 中小企業連 携組織等支援 事業	中小企業連携組織等支援事業 費	謝金、旅費、会議費、会場借料、資料費、印刷 費、車輛借上料、借損料、見学実習費、消耗品 費、通信運搬費、雑役務費

事業区分	経費区分	補助対象経費の内容
12 創業・経営革新支援施設提供事業	創業・経営革新支援施設提供事業費	施設借上料（共益費を含む）、借損料、謝金、旅費、会場借料、資料費、印刷費
13 ニュービジネスコーディネートネット推進事業	ニュービジネスコーディネートネット推進事業費	謝金、旅費、会議費、会場借料、資料費、印刷費、借損料、消耗品費、広報費、通信運搬費、雑役務費
14 組合等再生支援事業	組合等再生支援事業費	委託費、謝金、旅費、資料費、消耗品費、会議費、会場借料、原稿料、印刷費、雑役務費
15 組合等省エネ推進事業	組合等省エネ推進事業費	委託費、謝金、旅費、資料費、消耗品費、会議費、会場借料、原稿料、印刷費、雑役務費
16 地域資源等普及推進事業	地域資源等普及推進事業費	委託費、謝金、旅費、資料費、消耗品費、会議費、会場借料、出展料、借損料、通信運搬費、雑役務費
17 経営力向上・新事業展開推進事業	経営力向上・新事業展開推進事業費	委託費、謝金、旅費、資料費、消耗品費、会議費、会場借料、広報費、備品費、印刷費、通信運搬費、雑役務費
18 中小企業協同組合等設備投資促進利子補助金周知・活用促進支援事業	中小企業協同組合等設備投資促進利子補助金周知・活用促進支援事業費	謝金、旅費、印刷費、通信運搬費、会場借料、会議費、借損料、消耗品費、雑役務費



## 別表 2 (第 7 条関係)

### 補助事業の内容等の変更事由

#### ●経費の額又は補助事業の内容の変更に係る承認

1 交付要項第 7 条ただし書に規定する補助事業の内容の変更のうち補助事業の内容に係る軽微な変更とは、次の各号に定める場合以外の変更をいう。

(1) 県中央会が地域産業実態調査事業として行う調査であつて、1 回当たりの補助金額が 600 万円を超えるものに係るテーマの変更であるもの

(2) 指導員及び職員の設置人員又は設置月数の変更であるもの

2 交付要項第 7 条ただし書に規定する変更のうち補助事業の経費の配分に係る軽微な変更とは、交付要項別表の各事業区分及び各経費区分の相互間において、いずれか低い額の 20% を超えない経費の配分の変更であるものをいう。

3 交付要項別表 1 の経費区分のうち支所・出張所借室料、指導用車両設置費、資機材設置費、特別研究指導費、俸給、扶養手当、通勤手当、期末手当、住居手当、超過勤務手当、福利厚生費及び福利環境整備費に係る経費については、他の経費区分の経費と相互間の流用は、認められない。また、同要項同表の事業区分のうち 3 から 17 までに掲げる事業区分から 1 及び 2 に掲げる事業区分への流用は、認められない。ただし、平成 29 年度に限り、経費区分のうち俸給、扶養手当、通勤手当、期末手当、住居手当及び超過勤務手当にかかる経費について相互間の流用を認める。

4 上記以外の流用可能な経費であっても、当該経費区分における間接補助金の額の 20% を超える流用に関する交付要項第 7 条の承認は、必要やむをえない場合に限り行うものとする。

